

6月は町県民税（普通徴収分）第1期分の納付月

平成21年度の町県民税額が決定しました。6月は第1期分の納付月です。納税通知書と納付書を各地区の納税組合長宛てにまとめて発送しますので、納期限の6月30日（火）までに納付してください。

町県民税は、一般的に住民税と呼ばれ、県や町の仕事に必要な経費を広く町民の皆さんから、その能力に応じて負担していただくための税金です。

○納める人は

- ①平成21年1月1日現在、長島町内に住所のある人
- ②長島町内に住所はないが、事務所や事業所、家屋敷のある人

○納める額は

- ・均等割額 年額4500円
- ・県民税 1500円
(うち500円は森林環境税)
- ・町民税 3000円

・所得割額

前年の所得金額から基礎控除や扶養控除等の控除を行った課税標準額（課税の対象となる金額）をもとに算出

※県民税 課税所得金額の一律4%の額

※町民税 課税所得金額の一律6%の額

◎問い合わせ先

役場税務課町民税係
Tel (86) 1111
内線 1127

韓国吉祥面訪問を延期

町では、友好姉妹盟約を結んでいる韓国吉祥面に本年8月、友好親善訪問団を派遣する予定でした。しかし、新型コロナウイルスが日本国内で感染拡大しているため、派遣を延期することになりました。

新型インフルエンザの感染経路や範囲が明確でなく、韓国の皆さんの安全を最優先に考えた結果です。

今回は訪問を延期しましたが、町は今後も両国が相互信頼を深められるよう国際交流事業を推進していきます。

◎問い合わせ先

役場企画財政課国際交流係
Tel (86) 1111
内線 1256

毎年7月は**社会を明るくする運動**強化月間

人は変われる。一緒なら。

「おかえり。」の気持ちが
犯罪や非行を繰り返させない
第一歩になるのです。

毎年7月を『社会を明るくする運動』強化月間と定め、全国各地でさまざまな活動が展開されています。

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

テレビや新聞では、毎日のように事件のニュースが報道されています。安全で安心な暮らしはすべての人の望みです。犯罪や非行をなくすためには、どうすればよいのでしょうか。取り締まりを強化して、あやまちを犯した人を処罰することも必要なことです。しかし、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることも、またとても大切なことなのです。